改正案	現行
中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 3	中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 3
中小企業再生支援スキーム	中小企業再生支援スキーム
2022年4月1日作成	2022年4月1日作成
2022年12月26日改正	
1. ~8. 略	1. ~8. 略
9. 個人保証人の資産の贈与が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第	9. 個人保証人の資産の贈与が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第
40条の3の2 <u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例</u>	40条の3の2に該当するものであることの確認手続
に関する法律(平成23年法律第29号)第12条の3の規定により読み	
<u>替えて適用する場合を含む。)</u> に該当するものであることの確認手続	
[1]検討委員会の委員は、再生計画に係る債務者が、金融機関等、政府関係金融機関等又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)から債務免除等を受ける場合において、当該債務者の再生計画において定められた個人保証人の資産の贈与に関し、当該個人保証人から要請があった場合には、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認を行い、当該個人保証人に対して確認書(別紙様式4-1 (9. [1](4)③イ該当の場合)又は別紙様式5-1 (9. [1](4)③ロ該当の場合))を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。	検討委員会の委員は、債務者の再生計画において定められた個人保証人の資産の贈与に関し、当該個人保証人から要請があった場合には、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認を行い、当該個人保証人に対して確認書(別紙様式4 (9.(3)3/該当の場合)又は別紙様式5 (9.(3)3の該当の場合))を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。
(1) 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件 ① 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定めら れた手続きに従って策定されていること。	(1) 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件 ① 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定されていること。

 改正案
 現行

 ※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、震災支

- ※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、震災支援機構による支援を受けている場合には、経営者責任及び株主責任等については、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものになっていることに十分配慮する。
- ② 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ③ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、 資産評定は公正な価額により行う。
- ④ 当該再生計画に、③の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、 当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額 が定められていること。
- ⑤ 当該再生計画に、<u>次に掲げる場合に応じ、次に定める者が債務免除等</u>をすることが定められていること。
- イ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)第12条の3 の規定により読み替えて適用する場合

震災支援機構又は二以上の金融機関等(株式会社東日本大震災事業者 再生支援機構法(平成23年法律第113号。以下「震災支援機構法」 という。)第20条第1項に規定する関係金融機関等に該当するものに限 る。)

- ロ 上記イ以外の場合
 - 二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第 24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等 (同項第5号に規定する者に限る。)
- (2)「確認をする者」の要件

- ② 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ③ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、 資産評定は公正な価額により行う。
- ④ 当該再生計画に、③の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、 当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額 が定められていること。
- ⑤ 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年 政令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政 府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)<u>が債務免除等をす</u> ることが定められていること。

(2)「確認をする者」の要件

改正案 現行

検討委員会の委員は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第8条の6第1項第1号<u>又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(平成23年財務省令第20号。以下「震災特例法</u>施行規則」という。)第6条第1項第2号の要件を満たしていること。

検討委員会の委員は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号) 第8条の6第1項第1号の要件を満たしていること。

(3)「対象債務者」の要件

震災特例法第12条の3の規定により読み替えて適用する場合には、東 日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業 者であって、震災支援機構の支援決定の対象となった法人であって、その 支援が完了していないこと。

(4)「債務処理計画に基づく資産の贈与」の要件

①~② 略

- ③ 当該債務者が、①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人<u>(法人税法</u>(昭和40年法律第34号)第2条第3号に規定する内国法人をいう。以下同じ。)で、次のイ又は口のいずれかを満たすこと。
 - イ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する 法律 (平成21年法律第96号。以下「中小企業金融円滑化法」とい う。) 第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付け につき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の 施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの 間に条件の変更を受けたものであること。
 - ロ 当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものである場合(震災特例法第12条の3の規定により読み替えて適用する場

(新設)

(3)「債務処理計画に基づく資産の贈与」の要件

①~② 略

- ③当該債務者が、①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第<u>8</u>項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、次の<u>掲げるイ</u>又は<u>n</u>のいずれかを満たすこと。
 - イ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する 法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けに つき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施 行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間 に条件の変更を受けたものであること。
- ロ 当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものであり、

合は、当該内国法人が平成28年4月1日以後に次の(ロ)に該当する ものである場合)においては、当該内国法人が平成28年3月31日 以前に、次のいずれにも該当していないこと。

- (イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号) 第25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人
- (ロ) <u>震災支援機構法</u>第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人
- (ハ) 震災支援機構法第59条第1項に規定する産業復興機構(以下 「産業復興機構」という。)の組合財産である債権の債務者である法人
- (三) 銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第17条の2第 6項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画(特定金融機関 等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とす るものに限る)を実施している会社
 - (注)租税特別措置法第42条の4第<u>19</u>項第7号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに掲げる法人をいう<u>(以下同じ。)</u>。
 - (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる 法人以外の法人
 - イ その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。 <u>ロにおいて同じ。</u>) の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模 法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本 若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000人を超える法人又は次に掲げる法人をいい、中小企業投資育 成株式会社を除く。ロにおいて同じ。) の所有に属している法人
 - (イ) 大法人(次に掲げる法人をいう。(ロ)において同じ。)との間に当該大法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。(ロ)において同じ。)が

当該内国法人が平成28年3月31日以前に、<u>以下</u>のいずれにも該当していないこと。

- (イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第 25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人
- (ロ) <u>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第1</u> <u>13号。)</u>第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人 (新設)
- (八) 銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第17条の2第 7項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画(特定金融機関 等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とす るものに限る)を実施している会社
- (注)租税特別措置法第42条の4第<u>8</u>項第7号に規定する中小企業者とは、次のいずれかに掲げる法人をいう。
- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
 - イ その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除 く。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(資本金 の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資 を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超え る法人又は次に掲げる法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除 く。口において同じ。)の所有に属している法人
 - (イ) 大法人(次に掲げる法人をいう。(ロ)において同じ。)との間に当該大法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。(ロ)において同じ。)が

中小企業再生支援スキーム 新旧対照表 改正案 現行 ある普通法人(同条第9号に規定する普通法人をいう。以下同 ある普通法人 (\mathbb{C}_{2}) 1) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 イ)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 p) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第5項に規定す p) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第 10 項 る相互会社及び同条第 10 項に規定する外国相互会社のうち、 に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が 常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 1,000 人を超える法人 ハ) 法人税法第4条の3に規定する受託法人 ハ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人 (ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有す (ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有す る株式(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律 る株式(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に 第198号) 第2条第14項に規定する投資口を含む。口にお 規定する投資口を含む。口において同じ。)及び出資の全部を当 いて同じ。)及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか 該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなし 一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一 た場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に の法人と当該普诵法人との間に当該いずれか一の法人による完 当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなると きの当該普通法人((イ)に掲げる法人を除く。) 全支配関係があることとなるときの当該普通法人((イ)に掲げる 法人を除く。) ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額 ロ イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額 の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人 の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人 ハ 他の通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算 (新設) 法人をいう。以下同じ。)のうちいずれかの法人が次に掲げる法人 に該当しない場合における通算法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうちイ又

数が1、000人以下の法人 (2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1, 000人以下の法人(当該法人が法人税法第2条第12号の6の7

(ロ) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の

は口に掲げる法人以外の法人

(2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

<u>に規定する通算親法人である場合には、上記(1)ハに掲げる法人を除</u> <u>く。)</u>

- ④ ①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、<u>当該個人保証人が、</u>当該債務者の取締役又は業務を執行する社員であること。
- ⑤~⑥ 略
- ※ なお、当該個人保証人が当該債務者に租税特別措置法第40条の3の 2第1項 (震災特例法第12条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の要件を満たす資産の贈与を行った場合には、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第59条第1項第1号の規定の適用については当該資産の贈与がなかったものとみなす税制措置が講じられており、この措置の適用を受ける場合には、確認書(別紙様式4-1又は5-1)を確定申告書に添付することとされている。
- [2]検討委員会の委員は、再生計画に係る債務者が、産業復興機構の組合財産に係る債務について債務免除等を受ける場合において、当該債務者の再生計画において定められた個人保証人の資産の贈与に関し、当該個人保証人から要請があった場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の(1)に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7. (3) ①の再生計画案の内容に追加した次の (1) の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の(2) から(5) までの要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式4-2(9. [2](5)③イ該当の場合)又は5-2(9. [2](5)③ロ該当の場合))を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

- ④ <u>当該個人保証人が、</u>①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の 資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は 業務を執行する社員であること。
- ⑤~⑥ 略

(新設)

改正案	現行
(1) 再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容	
再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権に	
つき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金	
融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げ	
<u>る者をいう。)が債務免除等をすること。</u>	
なお、債務免除等の効果が帰属する者が、法人税法施行令第24条の2	
第1項第4号イからへまでに掲げる者であることを証明するために再生計	
画案には投資事業有限責任組合契約等を添付する。	
※ 産業復興機構による再生支援における6. (6) の取扱いに当たって	
は、次の点に留意する。	
対象債権者(産業復興機構及び東日本大震災発生日以降に対象債務者	
に新規融資を行ったメイン金融機関等)のうち、新規融資を行ったメイ	
ン金融機関等は、再生計画の実行に向けたリファイナンス資金の供給の	
みを行い、基本的には債務免除を行わないことから、産業復興機構のみ	
が債務免除を行うこととの関係で、表面的には債権者間の負担割合が異	
なることとなるが、産業復興機構はその事業目的に従って投下資本分の	
回収を図り、産業復興機構の各組合員である金融機関等には原則実質的	
な負担が生じないことを前提に、対象債権者の同意により再生計画が成	
立することを考慮して実質的な衡平性が確保されるようにすること。	
(2)「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件	
① 当該再生計画が本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた	
手続きに従って策定された再生計画であること。	
※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、産業復興	

改正案	現行
機構による支援を受けていることから、経営者責任及び株主責任等につい	
ては、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものになっているこ	
とに十分配慮する。	
② 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作	
成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。	
③ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資	
産評定は公正な価額により行う。	
④ 当該再生計画に、③の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当	
該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等	
をする金額が定められていること。	
⑤ 当該再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債	
権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結してい	
る金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに	
<u>掲げる者をいう。)が債務免除等をすること。</u>	
※ 産業復興機構による債務免除等が行われた場合のその効果は、産業復興	
機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等に及	
ぶ。また、その効果の及ぶ金融機関等が法人税法施行令第24条の2第1	
項第4号イからへまでに掲げる者に該当することを(1)の添付書類であ	
る投資事業有限責任組合契約等の内容から確認する。	
(3)「確認をする者」の要件	
検討委員会の委員は、震災特例法施行規則第6条第1項第2号の要件を	
満たしていること。	
(4)「対象債務者」の要件	
東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている	

	7 4 利用对流致
改正案	現行
事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人	
<u>であること。</u>	
_(5)「債務処理計画に基づく資産の贈与」の要件	
① 当該個人保証人が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証	
に係る保証債務の一部を履行していること。	
② 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び	
①の保証債務の一部の履行後においても、当該個人保証人が当該債務者	
の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画におい	
て見込まれていること。	
③ 当該債務者が、①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産	
の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4	
第19項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、次のイ又	
は口のいずれかを満たすこと。	
イ 中小企業金融円滑化法第2条第1項に規定する金融機関から受けた	
事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減	
するため、同法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年	
3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。	
ロ 当該内国法人が平成28年4月1日以後に次の(ハ)に該当するもの	
である場合においては、当該内国法人が平成28年3月31日以前	
に、次のいずれにも該当していないこと。	
(イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第4項に規定する再	
生支援決定の対象となった法人	
(ロ) 震災支援機構法第19条第4項に規定する支援決定の対象となっ	
<u>た法人</u>	
(ハ) 産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人	

中小汇耒冉生又振入	十一五 利山为照衣
改正案	現行
(二)銀行法施行規則第17条の2第6項第8号に規定する合理的な経	
営改善のための計画(特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除	
<u>する措置を実施することを内容とするものに限る)を実施している会</u>	
<u>社</u>	
④ ①の保証債務の一部の履行があった時点及び②の資産の贈与を受けた時	
点のそれぞれにおいて、当該個人保証人が、当該債務者の取締役又は業務	
を執行する社員であること。	
⑤ 当該債務者が、②の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用	
に供することが当該再生計画において定められていること。	
⑥ ②の資産は、当該個人保証人の有する資産(有価証券を除く。)であ	
り、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又	
<u>は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているも</u>	
<u>のであること。</u>	
※ なお、当該個人保証人が当該債務者に租税特別措置法第40条の3の2	
第1項(震災特例法第12条の3の規定により読み替えて適用する場合を	
含む。)の要件を満たす資産の贈与を行った場合には、所得税法第59条	
第1項第1号の規定の適用については当該資産の贈与がなかったものとみ	
なす税制措置が講じられており、この措置の適用を受ける場合には、確認	
書(別紙様式4-2又は5-2)を確定申告書に添付することとされてい	
<u>5.</u>	
 10. 個人事業者の事業の用に供されている減価償却資産等に係る評価損失が	 10.個人事業者の事業の用に供されている減価償却資産等に係る評価損失が
租税特別措置法第28条の2の2 <u>(震災特例法第11条の3の3の規定</u>	租税特別措置法第28条の2の2に該当するものであることの確認手続
<u>により読み替えて適用する場合を含む。)</u> に該当するものであることの	
確認手続	

- (1) 再生計画に係る債務者(青色申告書を提出する個人に限る。以下この項において同じ。)が、金融機関等、政府関係金融機関等又は震災支援機構から債務免除等を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、検討委員会の委員は、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認を行い、当該債務者に対して確認書(別紙様式6)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。
- ① 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件イ 当該再生計画が本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定されていること。
- ※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、震災 支援機構による支援を受けている場合には、経営者責任及び株主責任 等については、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものに なっていることに十分配慮する。

口略

ハ <u>当該</u>資産評定に基づいて<u>、</u>実態貸借対照表が作成されていること。 ただし、資産評定は公正な価額により行う。

二略

- ホ <u>当該再生計画に、次に掲げる場合に応じ、次に定める者が債務免除</u> 等をすることが定められていること。
- (イ) 震災特例法第11条の3の3の規定により読み替えて適用する 場合

震災支援機構又は二以上の金融機関等(震災支援機構法第20条第 1項に規定する関係金融機関等に該当するものに限る。)

(ロ) 上記(イ)以外の場合

- (1) 再生計画に係る債務者(青色申告書を提出する個人に限る。以下この項において同じ。)が、二以上の金融機関等又は政府関係金融機関等から債務免除等を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、検討委員会の委員は、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認を行い、当該債務者に対して確認書(別紙様式6)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。
 - ① 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件 イ 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定め られた手続きに従って策定されていること。

口略

ハ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただ し、資産評定は公正な価額により行う。

二略

ホ 二以上の金融機関等(法人税法施行令<u>(昭和40年政令第97号)</u> 第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機 関等(同項第5号に規定する者に限る)が債務免除等をすること。

現行

二以上の金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号に 規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定す る者に限る)

② 「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1項第1号<u>又は震</u> 災特例法施行規則第6条第1項第2号の要件を満たしていること。

③ 「対象債務者」の要件

震災特例法第11条の3の3の規定により読み替えて適用する場合に は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負ってい る事業者であって、震災支援機構の支援決定の対象となった個人であっ て、その支援が完了していないこと。

(2) 再生計画に係る債務者が、産業復興機構の組合財産に係る債務について債務免除等を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の①に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7. (3) ①の再生計画案の内容に追加した次の① の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、 次の②<u>から④まで</u>の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務 者に対してその旨の確認書(別紙様式7)を交付する。なお、全国本部が行 う場合においては、確認書を交付しない。 ② 「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、法人税法施行規則<u>(昭和40年大蔵省令第12</u> 号)第8条の6第1項第1号の要件を満たしていること。

(新設)

(2) 再生計画に係る債務者が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。) 17条第1項 に規定する、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項 に規定する産業復興機構(以下、産業復興機構という。) の組合財産に係る債務について債務免除等を受ける場合において、当該債務者からの要請があった場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の①に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7. (3) ①の再生計画案の内容に追加した次の①の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の②及び③の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式7)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

① 再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につ き、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機 関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者を いう。)が債務免除等をすること。

なお、<u>債務免除等の効果が帰属する者が、法人税法施行令24条の2第1</u> <u>項4号イからへまでに掲げる者である</u>ことを証明するために再生計画案には 投資事業有限責任組合契約等を添付する。

※以下略

- ② 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件
- イ <u>当該再生計画が</u>本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められ た手続きに従って策定された再生計画であること。
- ※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、産業復 興機構による支援を受けていることから、経営者責任及び株主責任等に ついては、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものになって いることに十分配慮する。
- ロ <u>当該債務者の有する資産及び負債について、</u>別紙「実態貸借対照表の 作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- ハ <u>当該</u>資産評定に基づいて<u>、</u>実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- 二 <u>当該再生計画に、</u>ハの実態貸借対照表<u>における資産及び負債の価額</u>、 <u>当該</u>再生計画における損益の見込み等に基づいて<u>、</u>債務者に対して債務 免除等をする金額が<u>定めら</u>れていること。
- ホ <u>当該</u>再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である 債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結し ている金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへ

① 再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、 産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等 (法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をい う。) が債務免除等をすること。

なお、<u>この</u>ことを証明するために再生計画案には投資事業有限責任組合契約等を添付する。<u>添付されている投資事業有限責任組合契約等から確認し、調</u> 査・報告に追加する。

※以下略

- ② 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件
- イ 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って 策定された再生計画であること。<u>ただし、</u>対象債務者が東日本大震災によ って被害を受けたことにより、産業復興機構による支援を受けていること から、経営者責任及び株主責任等については、東日本大震災により被害を 受けた実情に即したものになっていることに十分配慮する。
- ロ 別紙「実態貸借対照表の 作成に当たっての評価基準」に基づいて資産 評定が行われていること。
- ハ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資 産評定は公正な価額により行う。
- ニ ハの実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務 者に対して債務免除等をする金額が決定されていること。
- ホ 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権に つき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金 融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げ

改正案

までに掲げる者をいう。) が債務免除等をすること。

- ※ 産業復興機構による債務免除等が行われた場合のその効果は、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等に及ぶ。また、その効果の及ぶ金融機関等が法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者に該当することを①の添付書類である投資事業有限責任組合契約等の内容から確認する。
- ③ 「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、震災特例法施行規則第6条第1項第2号の要件を 満たしていること。

④ 「対象債務者」の要件

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である<u>個人</u>であること。

- ※ なお、一定の要件を満たす私的整理に係る事業再生計画により個人事業者が債務免除等を受けた場合には、一定の減価償却資産等について評価損失を必要経費に算入(租税特別措置法第28条の2の2<u>(震災特例法第1</u>1条の3の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) する税制措置が講じられており、この措置の適用を受ける場合には、確認書(別紙様式6又は7)を添付することとされている。
- 11. 債務者が震災特例法第17条の適用を受けようとする場合の確認手続
 - (1) 再生計画に係る債務者が、震災特例法第17条の適用を受けようとする場合において、震災支援機構による債務免除等を受ける場合には、検討

る者をいう。) が債務免除等をすること。

※ 産業復興機構による債務免除等が行われた場合のその効果は、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等に及ぶ。また、その効果の及ぶ金融機関等が法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者に該当することを(1)の添付書類である投資事業有限責任組合契約等の内容から確認する。

現行

③ 「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨</u>時特例に関する法律施行規則(以下「震災特例法施行規則」という。)第6条の2第1項第2号の要件を満たしていること。

④ 「対象債務者」の要件

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である<u>事業者</u>であること。

- ※ なお、一定の要件を満たす私的整理に係る事業再生計画により個人事業者が債務免除等を受けた場合には、一定の減価償却資産等について評価損失を必要経費に算入(租税特別措置法第28条の2の2)する税制措置が講じられており、この措置の適用を受ける場合には、確認書(別紙様式6または7)を添付することとされている。
- 1 1. 債務者が震災特例法第 1 7 条の適用を受けようとする場合の確認手続 (新設)

	<u>口刈炽衣</u>
改正案	現行
委員会の委員は、次に掲げる要件の全てを満たしていることについて確認	
を行い、当該債務者に対して確認書(別紙様式8-1)を交付する。なお、	
全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。	
① 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件	
イ 当該再生計画が本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められ	
<u>た手続きに従って策定された再生計画であること。</u>	
※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、震災	
支援機構による支援を受けている場合には、経営者責任及び株主責任	
<u>等については、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものに</u>	
<u>なっていることに十分配慮する。</u>	
<u>ロ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産</u>	
<u>評定が行われていること。</u>	
<u>ハ 当該資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただ</u>	
し、資産評定は公正な価額により行う。	
ニ 当該再生計画に、ハの実態貸借対照表における資産及び負債の価額、	
当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金	
額が定められていること。	
ホ 震災支援機構法第19条第4項に規定する支援決定の対象となった	
<u>法人に対して、震災支援機構が債務免除等をすること。</u>	
② 「確認をする者」の要件	
検討委員会の委員は、震災特例法施行規則第6条第1項第2号の要件を	
満たしていること。	
③ 「対象債務者」の要件	

改正案 現行

震災特例法第17条の規定により読み替えて適用する場合には、東日本 大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者で あって、震災支援機構の支援決定の対象となった法人であって、その支援が 完了していないこと。

(2) 再生計画に係る債務者が、震災特例法第17条の適用を受けようとする場合において、産業復興機構の組合財産に係る債務について債務免除等を受ける場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の①に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7. (3) ①の再生計画案の内容に追加した次の① の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の②から④までの要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式8-2)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

① 再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容 産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人(以下、「被災法 人」という。)に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業 復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等 (法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をい う。)が債務免除等をすること。

なお、<u>債務免除等の効果が帰属する者が、法人税法施行令24条の2第1</u> <u>項4号イからへまでに掲げる者である</u>ことを証明するために再生計画案に は投資事業有限責任組合契約等を添付する。

※ 産業復興機構による再生支援における 6.(6)の取扱いに当たっては、 次の点に留意する。 再生計画に係る債務者が、震災特例法第17条の適用を受けようとする場合には、6.(1)及び7.(3)①の再生計画案の内容に次の<u>(1)</u>に掲げる内容を追加する。

検討委員会の委員は、7.(3)①の再生計画案の内容に追加した次の<u>(1)</u>の内容の調査結果を含めて調査報告書を提出することとし、調査した結果、次の<u>(2)</u>から<u>(4)</u>の要件を全て満たしていると認められる場合には、債務者に対してその旨の確認書(別紙様式8)を交付する。なお、全国本部が行う場合においては、確認書を交付しない。

(1) 再生計画案及び検討委員会の委員による調査・報告に追加する内容 産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人(以下「被災法 人」という。)に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業 復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法 人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。) が債務免除等をすること。

なお、<u>この</u>ことを証明するために再生計画案には投資事業有限責任組合 契約等を添付する。

※ 産業復興機構による再生支援における 6.(6)の取扱いに当たっては、 次の点に留意する。 対象債権者 (産業復興機構及び東日本大震災発生日以降に対象債務者に新規融資を行ったメイン金融機関等)のうち、新規融資を行ったメイン金融機関等は、再生計画の実行に向けたリファイナンス資金の供給のみを行い、基本的には債務免除を行わないことから、産業復興機構のみが債務免除を行うこととの関係で、表面的には債権者間の負担割合が異なることとなるが、産業復興機構はその事業目的に従って投下資本分の回収を図り、産業復興機構の各組合員である金融機関等には原則実質的な負担が生じないことを前提に、対象債権者の同意により再生計画が成立することを考慮して実質的な衡平性が確保されるようにすること。

- ② 「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件
 - <u>イ</u> <u>当該再生計画が</u>本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
 - ※ 対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、産業 復興機構による支援を受けていることから、経営者責任及び株主責任 等については、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものに なっていることに十分配慮する。
 - <u>ロ</u> 当該債務者の有する資産及び負債について<u>別紙「実態貸借対照表の</u> 作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われているこ と。
 - <u>ハ 当該資産評定に基づいて、実態貸借対照表が作成されていること。</u> <u>ただし、資産評定は公正な価額により行う。</u>
 - <u>三</u> <u>当該再生計画に、ハ</u>の実態貸借対照表<u>における資産及び負債の価額、当該</u>再生計画における損益の見込み等に基づいて<u>、</u>債務免除等をする金額が定められていること。
- <u>ホ</u> 被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産 業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機

対象債権者(産業復興機構及び東日本大震災発生日以降に対象債務者に 新規融資を行ったメイン金融機関等)のうち、新規融資を行ったメイン金融機関等は、再生計画の実行に向けたリファイナンス資金の供給のみを行い、基本的には債務免除を行わないことから、産業復興機構のみが債務免除を行うこととの関係で、表面的には債権者間の負担割合が異なることとなるが、産業復興機構はその事業目的に従って投下資本分の回収を図り、産業復興機構の各組合員である金融機関等には原則実質的な負担が生じないことを前提に、対象債権者の同意により再生計画が成立することを考慮して実質的な衡平性が確保されるようにすること。

- (2)「再生計画認可の決定があったことに準ずる事実」の要件
 - ① 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。<u>ただし、</u>対象債務者が東日本大震災によって被害を受けたことにより、産業復興機構による支援を受けていることから、経営者責任及び株主責任等については、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものになっていることに十分配慮する。
- ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
- ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産 評定が行われていること。
- ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。
- ⑤ 被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復 興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等

改正案

現行

関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をすること。

※ 産業復興機構による債務免除等が行われた場合のその効果は、産業復 興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等に 及ぶ。また、その効果の及ぶ金融機関等が法人税法施行令第24条の2第 1項第4号イからへまでに掲げる者に該当することを①の添付書類であ る投資事業有限責任組合契約等の内容から確認する。

③「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、震災特例法施行規則第6条第1項第2号の要件を満 たしていること。

4 「対象債務者」の要件

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている 法人であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人で あること。

12. 対象債務者が借り入れた資金が産業競争力強化法第56条第3項に適合することの確認手続

(1) 略

- (2) 56条適合確認を求める場合、対象債務者は、協議会又は全国本部に対して、プレDIPファイナンスが次の①及び②のいずれにも適合する旨を記載した書面にて申請をする。
 - ① プレDIPファイナンスが、対象債務者の事業の継続に欠くことが

(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。) が債務免除等をすること。

※ 産業復興機構による債務免除等が行われた場合のその効果は、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等に及ぶ。また、その効果の及ぶ金融機関等が法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者に該当することを(1)の添付書類である投資事業有限責任組合契約等の内容から確認する。

(3)「確認をする者」の要件

検討委員会の委員は、震災特例法施行規則第6条<u>の2</u>第1項第2号の要件 を満たしていること。

(4)「対象債務者」の要件

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている 法人であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人であ ること。

12. 対象債務者が借り入れた資金が産業競争力強化法第56条第3項に適合することの確認手続

(1) 略

- (2) 56条適合確認を求める場合、対象債務者は、協議会又は全国本部に対して、プレDIPファイナンスが次の①から②のいずれにも適合する旨を記載した書面にて申請をする。
 - ① プレDIPファイナンスが、対象債務者の事業の継続に欠くことが

改正案	現行
できないものとして、次のイ <u>及び</u> 口のいずれにも適合するものであること。 イ、口略 ② 略	できないものとして、次のイ <u>から</u> 口のいずれにも適合するものである こと。 イ、口略 ② 略
(3) 略	(3) 略
(4)全国本部又は協議会は、前(2)の確認申請があった場合において、検討委員会の意見に基づき、プレDIPファイナンスが前(2)の①及び②のいずれにも適合すると認めるときは、再生計画案の概要の説明のための債権者会議、再生計画案の協議のための債権者会議又は再生計画案の決議のための債権者会議において56条適合確認を行うとともに、対象債務者及び対象債権者に対して、その旨の通知をする(別紙様式9)。	(4)全国本部又は協議会は、前(2)の確認申請があった場合において、検討委員会の意見に基づき、プレDIPファイナンスが前(2)の①から②のいずれにも適合すると認めるときは、再生計画案の概要の説明のための債権者会議、再生計画案の協議のための債権者会議又は再生計画案の決議のための債権者会議において56条適合確認を行うとともに、対象債務者及び対象債権者に対して、その旨の通知をする(別紙様式9)。
(5) 略	(5) 略
13. 少額商取引債権等 が産業競争力強化法第59条第3項に適合することの確認手続	13. 少額商取引債権等 が産業競争力強化法第59条第3項に適合すること の確認手続
(1) 略	(1) 略
(2) 59条適合確認を求める場合、対象債務者は、全国本部又は協議会に対して、特定債権が次の①及び②のいずれにも適合する旨を記載した書面にて申請する。	(2) 59条適合確認を求める場合、対象債務者は、全国本部又は協議会に対して、特定債権が次の① <u>から</u> ②のいずれにも適合する旨を記載した書面にて申請する。

改正案 現行 ① 少額商取引債権等が少額であること。 ① 少額商取引債権等が少額であること。 ② 少額商取引債権等を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に ② 少額商取引債権等を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に 著しい支障を来すこと。 著しい支障を来すこと。 $(3) \sim (4)$ 略 $(3) \sim (4)$ 略 (5)検討委員会は、59条適合確認の検討を行うにあたって、次の事項 (5)検討委員会は、59条適合確認の検討を行うにあたって、次の事項 について十分に考慮しなければならない。 について十分に考慮しなければならない。 ① 再生計画案の法令適合性、公正・妥当性及び経済的合理性 ① 再生計画案の法令適合性、公正・妥当性及び経済的合理性 ② 再生計画案に対する対象債権者の同意(又はその見込み)の状況 ② 再生計画案に対する対象債権者の同意(またはその見込み)の状況 ③ 特定債権を約定通りに弁済するための資金繰りの状況 ③ 特定債権を約定通りに弁済するための資金繰りの状況 (6) 全国本部又は協議会は、検討委員会の意見に基づき、特定債権が (6) 全国本部又は協議会 は、検討委員会の意見に基づき、特定債権が前 前(2)の①及び②のいずれにも適合すると認める場合には、再生計画 (2)の①から②のいずれにも適合すると認める場合には、再生計画案 案の概要の説明のための債権者会議、再生計画案の協議のための債権者 の概要の説明のための債権者会議、再生計画案の協議のための債権者会 会議又は再生計画案の決議のための債権者会議において59条適合確認 議又は再生計画案の決議のための債権者会議において59条適合確認を を行うとともに、対象債務者及び対象債権者に対して、その旨の通知を 行うとともに、対象債務者及び対象債権者に対して、その旨の通知をす する(別紙様式10)。 る (別紙様式10)。 (7) 略 (7) 略

改正案	現行
(別紙)~(別紙様式3) 略	(別紙)~(別紙様式3) 略
(別紙様式4 <u>-1</u>)(9. <u>[1]</u> (<u>4</u>)③(該当の場合) 年 月 日	(別紙様式4) (9. (<u>3</u>) ③/該当の場合) 年 月 日
租税特別措置法第40条の3の2 <u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法</u> <u>律の臨時特例に関する法律第12条の3の規定により読み替える場合を含</u> <u>む。)</u> の適用に関する確認書 <u>(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合等)</u>	租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書
(住所)	(住所)
(保証人名)	(保証人名)
(債務者名)再生計画検討委員会	(債務者名)再生計画検討委員会
委員長	委員長
住所	住所
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)	氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)
委員	委員
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2 <u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法</u> 律の臨時特例に関する法律第12条の3の規定により読み替える場合を含み	下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租税特別措置法第40条の3の2を適用 <u>の</u> ため、以下の点につき確認を行いました。

ます。)を適用するため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第 1項第1号又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律施行規則第6条第1項第2号の要件を満たす者です。

債務者:(住所)(債務者名)

贈与財産:(資産の種類)(所在地等)(数量)

確認事項:

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、 資産評定は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、<u>次に掲げる場合に応じ、次に定める者が債務免除等</u>をすることが定められていること。
 - イ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律第12条の3の規定により読み替えて適用する場合

震災支援機構又は二以上の金融機関等(株式会社東日本大震災事業 者再生支援機構法第20条第1項に規定する関係金融機関等に該当す るものに限る。) なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第 1項の要件を満たす者です。

債務者:(住所)(債務者名)

贈与財産:(資産の種類)(所在地等)(数量)

確認事項:

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、 資産評定は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令<u>(昭和40年政</u> 令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府 関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)<u>が債務免除等をする</u> ことが定められていること。

ロ 上記イ以外の場合

二以上の金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)

- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証 債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び (6) の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保 証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれ ていること。
- (8) 当該債務者が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第<u>19</u>項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。
- (9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産 の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務 を執行する社員であること。
- (10) 当該債務者が、(7) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。
- (11)(7)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているもの

- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証 債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び (6) の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保 証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれ ていること。
- (8) 当該債務者が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものであること。
- (9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産 の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務 を執行する社員であること。
- (10) 当該債務者が、(7) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。
- (11)(7)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているもの

改正案	現行
であること。	であること。
	(dec = 17.)
(別紙様式4-2)(9.[2](5)③イ該当の場合)	<u>(新設)</u>
<u>年月日</u>	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12	
条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第40条の3の2の適用に関す	
る確認書(再生債権が産業復興機構の組合財産に係る債務となり債務免除等を	
受ける場合)	
<u>委員長</u>	
<u>住所</u>	
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)	
<u>委員</u>	
<u>住所</u>	
<u>氏名</u>	
<u>住所</u> 氏名	
<u> </u>	
下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、東	
日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条	
の3の規定による読替え後の租税特別措置法第40条の3の2を適用するた	
<u>め、以下の点につき確認を行いました。</u>	

改正案	現行
なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る	
国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条第1項第2号の要件を	
満たす者です。	
債務者:(住所)(債務者名)	
贈与財産:(資産の種類)(所在地等)(数量)	
確認事項:	
(1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従	
って策定されていること。	
(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキー	
ムの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資	
産評定が行われていること。	
(3)資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、	
資産評定は公正な価額により行う。	
(4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価	
額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする	
金額が定められていること。	
(5) 当該再生計画に、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復	
興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等	
(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者を	
いう。)が債務免除等をすることが定められていること。	
(6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によっ	
て被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産	
業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。_	
(7) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証	

十小正未行工又版入:	十一
改正案	現行
<u>債務の一部を履行していること。</u>	
(8) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び	
(7) の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保	
証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれ	
<u>ていること。</u>	
(9) 当該債務者が、(7) の保証債務の一部の履行があった時点及び	
(8) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法	
第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人	
で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する	
法律第2条第1項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつ	
<u>き、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の</u>	
日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件	
<u>の変更を受けたものであること。</u>	
(10) 貴殿が、(7) の保証債務の一部の履行があった時点及び(8) の	
資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は	
業務を執行する社員であること。	
(11) 当該債務者が、(8) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその	
事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。	
(12)(8)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、か	
つ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収	
益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているもの	
<u>であること。</u>	
(別紙様式5 <u>-1</u>)(9. <u>[1]</u> (<u>4</u>)③□該当の場合)	(別紙様式5)(9.(<mark>3</mark>)③□該当の場合)
年 月 日	年 月 日

一个工工人员人	
改正案	現行
租税特別措置法第40条の3の2 <u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法</u>	租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する確認書
律の臨時特例に関する法律第12条の3の規定により読み替える場合を含	
<u>む。)</u> の適用に関する確認書	
(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合等)	
(A-T)	(A-T)
(住所)	(住所)
(保証人名)	(保証人名)
(債務者名)再生計画検討委員会	(債務者名)再生計画検討委員会
委員長	委員長
住所	住所
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇〇)	氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)
委員	委員
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
 下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租	下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、租
税特別措置法第40条の3の2 <u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法</u>	税特別措置法第40条の3の2を適用 <mark>の</mark> ため、以下の点につき確認を行いま
#の臨時特例に関する法律第12条の3の規定により読み替える場合を含み	した。
<u>ます。)</u> を適用 <u>する</u> ため、以下の点につき確認を行いました。	
なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第	なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第
1項第1号又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関	1項の要件を満たす者です。
<u>する法律施行規則第6条第1項第2号</u> の要件を満たす者です。	

債務者:(住所)(債務者名)

贈与財産:(資産の種類)(所在地等)(数量)

確認事項:

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、 資産評定は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、<u>次に掲げる場合に応じ、次に定める者が債務免除等</u> をすることが定められていること。
 - イ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第12条の3の規定により読み替えて適用する場合

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は二以上の金融機関等 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(以下「震災支援機構 法」という。)第20条第1項に規定する関係金融機関等に該当するもの に限る。)

ロ 上記イ以外の場合

二以上の金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号に規定す

債務者:(住所)(債務者名)

贈与財産:(資産の種類)(所在地等)(数量)

確認事項:

- (1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従って策定されていること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキームの別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、 資産評定は公正な価額により行う。
- (4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 当該再生計画に、二以上の金融機関等(法人税法施行令<u>(昭和40年政</u>令第97号)第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府 関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)<u>が債務免除等をする</u> ことが定められていること。

改正案 現行

る者に限る。) 又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限 る。)

- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証 債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び (6) の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保 証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれ ていること。
- (8) 当該債務者が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第<u>19</u>項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたもの<u>(震災特例法第12条の3の規定により読み替えて適用する場合は当該内国法人が平成28年4月1日以後に次の(ロ)に該当するもの)</u>であり、当該内国法人が平成28年3月31日以前に、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第4項に規定する再 生支援決定の対象となった法人
 - (p) 震災支援機構法第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人
 - (ハ) 産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人
 - (二)銀行法施行規則第17条の2第<u>6</u>項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容とするものに限る)を実施している会社
- (9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産 の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務

- (6) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証 債務の一部を履行していること。
- (7) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び (6) の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保 証に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれ ていること。
- (8) 当該債務者が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、当該債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものであり、当該内国法人が平成28年3月31日以前に、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (イ) 株式会社地域経済活性化支援機構法 (平成21年法律第63号) 第25条第4項に規定する再生支援決定の対象となった法人
 - (p) <u>株式会社東日本大</u>震災<u>事業者再生</u>支援機構法<u>(平成23年法律第</u> <u>113号)</u>第19条第4項に規定する支援決定の対象となった法人 (新規)
 - (ハ)銀行法施行規則 (昭和57年大蔵省令第10号)第17条の2第 7項第8号に規定する合理的な経営改善のための計画(特定金融機 関等が、債務の全部又は一部を免除する措置を実施することを内容 とするものに限る)を実施している会社
- (9) 貴殿が、(6) の保証債務の一部の履行があった時点及び(7) の資産 の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務

改正案	現行
を執行する社員であること。 (10)当該債務者が、(7)の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。 (11)(7)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。	を執行する社員であること。 (10) 当該債務者が、(7) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該再生計画において定められていること。 (11) (7) の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。) であり、かつ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであること。
(別紙様式5-2)(9.[2](5)③ロ該当の場合) <u>年月日</u> 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第40条の3の2の適用に関する <u>確認書</u> (再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)	
(住所) (保証人名) (債務者名)再生計画検討委員会 委員長 住所 氏名(※記載例:弁護士○○○○) 委員 住所	

改正案	現行
	2011
<u>氏名</u>	
<u>住所</u>	
<u>氏名</u>	
下記の債務者の再生計画において定められた貴殿の資産の贈与に関し、東日	
本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条の3	
の規定による読替え後の租税特別措置法第40条の3の2を適用するため、以	
下の点につき確認を行いました。	
なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国	
税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条第1項第2号の要件を満た	
<u>す者です。</u>	
債務者:(住所)(債務者名)	
贈与財産:(資産の種類)(所在地等)(数量)	
確認事項:	
(1) 当該再生計画が、中小企業再生支援スキームに定められた手続きに従っ	
て策定されていること。	
(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、中小企業再生支援スキーム	
の別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評	
定が行われていること。	
(3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資	
産評定は公正な価額により行う。	
(4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価	
額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務免除等をする金	
額が定められていること。	

改正案	現行
(5) 当該再生計画に、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興	
機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人	
税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)	
が債務免除等をすることが定められていること。	
(6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって	
被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復	
興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。	
(7) 貴殿が、当該再生計画に基づき、当該債務者の債務の保証に係る保証債	
務の一部を履行していること。	
(8) 当該再生計画に基づいて行われた当該債務者に対する資産の贈与及び	
(7)の保証債務の一部の履行後においても、貴殿が債務者の債務の保証	
に係る保証債務を有していることが、当該再生計画において見込まれてい	
<u>ること。</u>	
(9) 当該債務者が、(7) の保証債務の一部の履行があった時点及び(8)	
の資産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、租税特別措置法第42条	
の4第19項第7号に規定する中小企業者に該当する内国法人で、当該内	
国法人が平成28年4月1日以後に次の(ハ)に該当するものである場合に	
おいては、当該内国法人が平成28年3月31日以前に、以下のいずれに	
も該当しないこと。	
(1) 株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第4項に規定する再生支	
<u>援決定の対象となった法人</u>	
(ロ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第4項に規定す	
<u>る支援決定の対象となった法人</u>	
(^) 産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人	
(二)銀行法施行規則第17条の2第6項第8号に規定する合理的な経営改	
<u>善のための計画(特定金融機関等が、債務の全部又は一部を免除する措</u>	

十小正木行工又汲入	7		
改正案	現行		
置を実施することを内容とするものに限る)を実施している会社			
(10) 貴殿が、(7) の保証債務の一部の履行があった時点及び(8) の資			
産の贈与を受けた時点のそれぞれにおいて、当該債務者の取締役又は業務			
を執行する社員であること。			
(11) 当該債務者が、(8) の資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事			
業の用に供することが当該再生計画において定められていること。			
(12)(8)の資産は、貴殿の有する資産(有価証券を除く。)であり、か			
つ、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益			
<u>を目的とする権利が、現に当該債務者の事業の用に供されているものであ</u>			
<u>ること。</u>			
(別紙様式6)	(別紙様式6)		
年 月 日	年 月 日		
租税特別措置法第28条の2の2 <u>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法</u>	租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書		
<u>律の臨時特例に関する法律第11条の3の3の規定により読み替える場合を含</u>	(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合)		
<u>む。)</u> の適用に関する確認書			
(二以上の金融機関等から債務免除等を受ける場合 <u>等</u>)			
(1) ===			
(住所)	(住所)		
(債務者名)	(債務者名)		
(債務者名)再生計画検討委員会	(債務者名)再生計画検討委員会		
委員長	委員長		
住所	住所		

改正案	現行
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)	氏名(※記載例:弁護士○○○)
委員	委員
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。	貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。
なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1	なお、上記再生計画検討委員会の委員は、法人税法施行規則第8条の6第1
項第1号又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す	項の要件を満たす者です。
<u>る法律施行規則第6条第1項第2号</u> の要件を満たす者です。	
債権者:	情権者:
(※記載例:○○銀行○○支店)	(※記載例:○○銀行○○支店)
確認事項:	確認事項:
(1) 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた	(1) 当該再生計画が、本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた
手続きに従って策定されていること。	手続きに従って策定されていること。
(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成	(2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成
に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。	に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
(3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産	(3)資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産
評定は公正な価額により行う(資産評定の詳細については別添のとお	評定は公正な価額により行う(資産評定の詳細については別添のとお
9)。	9) 。
(4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、	(4) 当該再生計画に、(3) の実態貸借対照表における資産及び負債の価額、
当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除	当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対し債務免除
等をする金額が定められていること。	等をする金額が定められていること。

改正案 現行

- (5) 当該再生計画に、次に掲げる場合に応じ、次に定める者が債務免除等をすることが定められていること。
 - イ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第11条の3の3の規定により読み替えて適用する場合

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は二以上の金融機関等 (株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第20条第1項に規定す る関係金融機関等に該当するものに限る。)

ロ 上記イ以外の場合

二以上の金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号に規定する者に限る。)又は政府関係金融機関等(同項第5号に規定する者に限る。)

(別添)

(単位:円)

<u>資産科目</u>	<u>簿価</u>	<u>評価額</u>	評価損	
<u>建物</u>	<u>O, 000</u>	<u>0, 000</u>	<u>O, OOO</u>	
建物附属設備				
000				
000				
000				
000				
合計	00, 000	00, 000	<u>00, 000</u>	

(別紙様式7)

(別紙様式7)

(5) 二以上の金融機関等(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第24

項第5号に規定する者に限る。)が債務免除等をすること。

条の2第1項第4号に規定する者に限る。) 又は政府関係金融機関等(同

改正案	現行
年 月 日	年 月 日
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条 の3の3の規定による読替え後の租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書 (再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)	租税特別措置法第28条の2の2の適用に関する確認書 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規 定により再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場 合)
(住所)	(住所)
(債務者名)	(債務者名)
(債務者名)再生計画検討委員会	(債務者名)再生計画検討委員会
委員長	委員長
住所	住所
氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)	氏名(※記載例:弁護士〇〇〇)
委員	委員
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。	貴殿の再生計画に関し、以下の点につき確認を行いました。
なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国	なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国
税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条第1項第2号の要件を満	税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条 <u>の2</u> 第1項第 <u>1</u> 号の要件
たす者です。	を満たす者です。
情権者:	債権者:

現行

(※記載例:○○銀行○○支店)

確認事項:

- (1)本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3)資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産 評定は公正な価額により行う(資産評定の詳細については別添のとおり)。
- (4) (3) の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて、 債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。
- (5) 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をすること。
- (6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。

(別添)

(単位:円)

			\ 1 I= 1 17
資産科目	簿価	評価額	評価損
建物	0, 000	0, 000	0, 000
建物附属設備			

(※記載例:○○銀行○○支店)

確認事項:

- (1) 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 当該債務者の有する資産及び負債について、別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
- (3) 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産 評定は公正な価額により行う(資産評定の詳細については別添のとお り)。(4)(2)の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に 基づいて債務免除等をする金額が決定されていること。

(段落修正)

- (5) 再生計画に係る債務者に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をすること。
- (6) 当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である事業者であること。

(別添)

(単位:円)

資産科目	簿価	評価額	評価損
建物	0, 000	0, 000	0, 000
建物附属設備			

	改正		**************************************		現行	Ť	
000				000			
000				000			
000				000			
000				000			
合計	00, 000	00, 000	00, 000	合計	00, 000	00, 000	00, 000
				(-tor==0.)			
(別紙様式8-1)	_			_(新設)_			
			年 月 日				
住所_							
<u> </u>							
代表者氏名 殿							
	<u>(1)</u>	<i>養務者名)</i> 再生計画格	討委員会				
		<u>委員長</u>					
		<u>住所</u>					
		氏名					
		<u>委員</u>					
		住所_					
		<u>氏名</u>					
		住所					
		<u>氏名</u>					
東日本大	て震災の被災者等に係	系る国税関係法律の闘	a時特例				

十小正木行工人派八	7 4 利山乃宗女
改正案	現行
に関する法律第17条の適用に関する確認書	
(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による債務免除等を受ける場	
<u>合)</u>	
下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係	
法律の臨時特例に関する法律第17条を適用するため、以下の点につき確認を	
行いました。	
なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国	
税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条第1項第2号の要件を満	
たす者です。	
1. 債務者	
<u>住所</u>	
<u>名称</u>	
2. 債権者	
3. 確認事項	
① 本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って	
策定された再生計画であること。	
② 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評	
定が行われていること。	
③ 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資	
産評定は公正な価額により行う。	
④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務	
<u>免除等をする金額が決定されていること。</u>	
⑤ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第19条第4項に規定す	

改正案	現行			
る支援決定の対象となった法人に対して、株式会社東日本大震災事業者				
再生支援機構が債務免除等をすること。				
(別紙様式8 <u>-2</u>)	(別紙様式8)			
年 月 日	年 月 日			
[債務者]	[債務者]			
住所	住所			
名称	名称			
代表者氏名 殿	代表者氏名 殿			
<i>(債務者名)</i> 再生計画検討委員会	<i>(債務者名)</i> 再生計画検討委員会			
委員長	委員長			
住所	住所			
氏名	氏名			
委員	委員			
住所	住所			
氏名	氏名			
住所	住所			
氏名	氏名			
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例			
に関する法律第17条 <mark>の</mark> 適用に関する確認書	に関する法律第17条 <mark>に</mark> 適用に関する確認書			
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規				
定により再生債権が産業復興機構の組合財産となり債務免除等を受ける場合)				

下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第17条 $\frac{c}{6}$ 適用 $\frac{c}{6}$ 力。以下の点につき確認を 行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条第1項第2号の要件を満 たす者です。

1. 債務者

住所

名称

2. 債権者

(※記載例:○○銀行○○支店)

- 3. 確認事項
 - ①本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策 定された再生計画であること。
 - ②別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
 - ③<u>資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産</u> 評定は公正な価額により行う。
 - ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務 免除等をする金額が決定されていること。
 - ⑤被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。)が債務免除等をすること。

下記の債務者の再生計画において東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第17条<u>の</u>適用<u>の</u>ため、以下の点につき確認を行いました。

なお、上記再生計画検討委員会の委員は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第6条<u>の2</u>第1項第2号の要件を満たす者です。

1. 債務者

住所

名称

2. 債権者

(※記載例:○○銀行○○支店)

- 3. 確認事項
 - ①本スキーム「中小企業再生支援スキーム」に定められた手続きに従って策 定された再生計画であること。
 - ② 資産評定に基づいて実態貸借対照表が作成されていること。ただし、資産評定は公正な価額により行う。
 - ③ 別紙「実態貸借対照表の作成に当たっての評価基準」に基づいて資産評定が行われていること。
 - ④ ③の実態貸借対照表、再生計画における損益の見込み等に基づいて債務 免除等をする金額が決定されていること。
 - ⑤被災法人に対して、産業復興機構の組合財産である債権につき、産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等(法人税法施行令第24条の2第1項第4号イからへまでに掲げる者をいう。) が債務免除等をすること。

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
改正案	現行
⑥当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被	⑥当該債務者が、当該再生計画成立時点において、東日本大震災によって被
害を受けたことにより過大な債務を負っている法人であって、産業復興	害を受けたことにより過大な債務を負っている法人であって、産業復興機
機構の組合財産である債権の債務者である法人であること。	構の組合財産である債権の債務者である法人であること。
(別紙様式9) 略	(別紙様式9) 略
(別紙様式10)略	(別紙様式10)略